

富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書

平成21年1月13日
富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会

1. はじめに

平成16年に施行した富士見市自治基本条例は、第27条「条例の見直し」において、条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講ずるものとする、と定めている。富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（以下、庁内委員会という）は、この条文に基づき、平成20年度の取組みとして条例の見直し作業を行った。この報告は、その検討結果である。

2. 協議検討の経緯

第1回庁内委員会では、見直しを行う際の判断材料として『社会情勢の変化』『富士見市自治基本条例に関する現在の取組み』『他市区町の条例』の3つの視点から検証することとし、現状の把握に努めた。

第2回庁内委員会では、富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会（以下、市民懇談会という）で提出された意見や質問に対する庁内委員会の見解を協議するとともに、条例の各条文についての内容や意味合いを精査しながら検討を進めた。

第3回庁内委員会では、全体的な検討のまとめ(報告)について、その文案の検討を進めた。

第4回庁内委員会では、見直しに関する報告書の最終案について検討を行った。

3. 見直しに関する見解

昨年の11月21日、市民懇談会では富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書を市長に提出し、「課題は残すものの現時点では条例改正するまでの事案は見当たらない」という結論に至ったが、庁内委員会においても同様の意見である。

平成16年に施行してから4年を経過しているが、提言書にも触れられているようにまだ新しい概念であり、基本理念や目的、定義はもとよ

り、条例の存在そのものなどが、市民へ浸透していないのが現状ではないかと思われる。市民への普及啓発のためには、既存の解説書を基にした市民目線でわかりやすい解説書を作成することや、概要がひと目で分かるようなリーフレットの作成も効果的である。

本条例は、普遍的な事項を定めているが、今後も社会経済の状況変化に対応しているかどうか見直しを行い、市民や市が活用してこそ効果が生まれるものである。そのため、本条例が掲げている条文をさらに実効的なものにするための方策が必要と思われる。

そのひとつは、コミュニティ活動への支援についてである。現在、地域を支えている旧来からのコミュニティは、少子高齢化や都市化などの影響を受け、機能が発揮しづらいつという状況がある。他方で、NPO法人などの市民団体が行政との協働事業をすでに行っている現状もある。このように、市民自治の根幹となるコミュニティ活動は旧来型のものと新たな担い手が現れている分野が混在しており、地域による温度差も勘案しながら、今後の支援策や育成方針について検討していく必要がある。

二つ目は、現在、条例で定めている重要な施策については、市民参加と市民意見提出手続（パブリックコメント）が必須となっているが、市民の創造性や社会経験がまちづくりに十分に活かされるよう、さらに市民参加を進めるために市民参加手続規則について内容を検討する必要がある。

以上のことから、現時点での対応としては、自治の理念や基本的な制度・権利が盛込まれた総合性のある本条例の趣旨をいかに浸透させるかが急務であり、理念を具体化するための方策については、今後の検討課題として、引き続き庁内委員会において協議していくべきと考える。

＜参考＞

◆富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 [富士見市自治基本条例\(平成16年条例第9号。以下「条例」という。\)](#)に基づく市民参加及び協働のまちづくりを推進するため、市民参加及び協働推進庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、市民参加及び協働のまちづくりの推進に必要な事項の検討及び調整に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、[別表](#)に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(作業部会)

第6条 委員会は、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会の指名する者をもって組織する。

3 作業部会は、委員会の指示に基づき、調査、研究等を行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月29日から施行する。

別表(第3条関係)
 (平19年3月27日・全改)
 委員会の構成

委員	総合政策部	1人	それぞれの部の副部長又は課長の職(相当職を含む。)にある者で当該部の部長が推薦するもの
	市民生活部	1人	
	健康福祉部	1人	
	まちづくり環境部	1人	
	建設部(水道課を含む。)	1人	
	秘書室、出納室、議会事務局及び監査事務局	1人	副室長又は課長の職(相当職を含む。)にある者で当該者の属する室等の室長等が推薦するもの
	教育委員会	1人	参事又は課長の職(相当職を含む。)にある者で教育部長が推薦するもの

◆平成20年度委員名簿

所属部	役職	氏名	備考
総合政策部	副部長	斉藤 新太郎 金子 富雄 (12月～)	前委員長 副委員長(12月～)
市民生活部	副部長	安田 敏雄	前副委員長 委員長 (12月～)
健康福祉部	副部長	笠川 幸子	
まちづくり環境部	副部長	北村 廣一	
建設部	道路交通課長	新井 健司	
秘書室	広報担当課長	佐藤 正博	
教育委員会	副部長	寺沢 基	

*事務局
 市民生活部協働推進課